

宮崎県警察官の拳銃使用及び取扱いに関する訓令

平成16年10月25日

本部訓令第21号

この訓令は、宮崎県警察官の拳銃使用及び取扱いに関し、必要な事項を定めたもの
主な内容は

- 統括管理者
- 拳銃等の貸与
- 拳銃の携帯

等である。